

子ども医療費助成制度が変わります

12月1日(土)から、従来の子ども医療費助成事業及び児童医療費助成事業を一元化し、子ども医療費助成事業として対象を小学4年生から中学3年生まで拡大します。

対象者には11月中に必要な書類を送付しますのでご確認ください。

《対象者》

- ・0歳から小学3年生
- ・小学4年生から中学校3年生

11月下旬に受給券を送付します。

子ども医療費助成事業とは

0歳から中学3年生までの児童・生徒が受診する際、「子ども医療費助成受給券」を提示することで、保険適用の医療費が無料となる制度です。

対象医療費

通院・入院にかかる保険適用の医療費及び保険調剤

自己負担金 無料

※県外の医療機関で受診された場合は、後日償還払いの手続きをしてください。

(領収書の有効期間は医療費を払った日の翌日から2年以内)

小学4年生から中学3年生までのうち、児童医療費受給資格登録申請をされていない方

申請書を送付しますので、健康管理課で申請し、受給券の交付を受けてください。ただし、12月1日以降に申請した場合は、申請日から助成となりますのでお早めに申請してください。

◆問い合わせ

健康管理課総務班

☎(82)3400



11月8日は「いい歯の日」
口の健康は元気の源です!!

◎フッ化物を利用して丈夫な歯を作りましょう。

フッ化物は、「歯の質を強くする」「ごく初期のむし歯の回復を助ける」「歯垢(プラーク)の生成を抑える」などむし歯予防の強い味方です。

「効果的なフッ化物の利用法」

①フッ化物入り歯みがき剤

市販されている歯みがき剤の多くにフッ化物が配合されています。

使い方は、まず歯ブラシに何もつけずに空みがきで歯垢を落とし、仕上げに歯みがき剤をつけてみがきます。1回の量は、2歳までは歯ブラシの先端2ミリ程、3〜5歳は5ミリ以下、6〜14歳は1センチ程、15歳以上は2センチ程を目安に使ってください。うがいの水は少量で2回までにします。

なお、幼児は保護者の仕上げ

物洗口剤は歯科医院で取り扱っています。

①②③を組み合わせるとより効果的です。

②フッ化物歯面塗布
歯みがき剤よりも高濃度のフッ化物を歯科医院で直接塗ってもらう方法です。年2回以上、定期的に塗ってもらいましょう。

③フッ化物洗口
歯みがき剤よりも薄い濃度の「フッ化物洗口液」で毎日1回、30秒〜1分間ブクブクうがいをします。特に4〜14歳頃に行うと永久歯が強くなります。フッ化

◆問い合わせ

健康管理課健康管理班

☎(82)3400

